「死者の独占」

――靖国神社国家護持について――

上　野　昂　志

去年から何やら「建国記念日」という重たい名前を背負わされた２月11日が、今年も順番通りやってきたが、その日の新聞は「今年もまた是非論争」という見出しで、「靖国神社の国家管理」をめぐる動きを伝えていた。それによれば、旧軍関係団体は「建国記念日をかちとったいま靖国神社の国家護持、明治節の復活こそ次の目標」といい、更に日本遺族会や靖国会、神社本庁、生長の家、日本国民会議などにバックアップされた自民党の小委員会はいま「靖国神社法案」を検討中ということである。

「国のためになくなったものを国がまつるのは道義的に当然ではないか」というのが靖国神社国営化を押しすすめる者の合言葉だが、それに対して国家が神社を護持することは特定の宗教と政治が結びつくことになり、それ自体政教の分離を規定している憲法違反であると同時に、信教の自由や思想の自由を犯すことにもつながるという批判か起こっている。自民党の小委員会では何とか憲法にぶつからないような法案を作ろうとしているらしいが、その基本的論理は、「靖国神社は宗教でない、だから国家護持を行なっても憲法違反にはならない」というところに尽きるようだ。何やら胡散臭い理屈に見えるが、この論理は別に目新しいものでも何でもない。

例えば最近はあまり聞かないが「教派神道」という呼び名がある。村上重良によれば、「教派神道」は宗教神道・宗派神道とも呼ばれ、「宗教」としての神道、神道の「宗教」的部分という意味だが、それはこの名で一括される各宗教を神道系宗教として規定するとともに、「神道」を、宗教と超宗教（非宗教）とのふたつの部分に分ける理論を前提としている、とのことである。それは、国家の祭祀を司るものとしての「国家神道」と、宗教的側面としての「教派神道」とに使いわけることによって、「信教の自由」のたてまえと天皇制権力の宗教的性格との二重性を貫徹した戦前の日本の論理であった。とはいえ、現在の靖国神社の国家護持は果して戦前の単なる繰返しであろうか。逆から言えば「憲法違反の復古調」といった批判の論理でとらえきれるようなものであろうか。

靖国神社はたとえ衣がえしても宗教でないというのは現在の宗教に関する学問からいって無理である、だからその国家管理は宗教と政治の一元化であり、信教の自由ひいては思想の自由を犯すことになるという反対の論理はすじが通っている。又、「靖国神社の国営化は、同じ立場の全国51の護国神社、〃三種の神器〃をまつってある伊勢、熱田両神宮さらに明治天皇をまつる明治神宮と、他の神社のな

しくずしの国営化、ひいては戦前の国家神道の復活に連なるという不安（朝日新聞2月11日）にも肯ける。しかし、これらの批判は、靖国神社は宗教だからそれと国家の結びつきは政教の一本化であるという側面と、そのことによって戦前の国家神道体制下での政治が再現するのではないかという点にだけ限られている。つまり、靖国神社の国家護持にまで踏みだそうとする政治動向への批判と、そのことによってもたらされるであろう現実の社会状態への批判ではあるが、国家が靖国神社を護持するということ自体への批判とはなっていない。従ってそれは、「自由と平等」をたてまえとする現在の法の枠内における政治批判にはなり得ても、その「自由と平等」をたてまえとすることにおいて存立する国家そのものには触れてはいない

靖国神社国営化ということは、単に神道という「宗教か国家権力に結びつくという点にだけ問題があるのではない。この問題の本質は、御霊（みたま）を国家の名においてまつるということにある。それは、国家が死者を独占するということにほかならない。「国のためになくなったものを国がまつるのは道義的に当然ではないか」という「見あたりまえにも見える言葉こそ、靖国神社国家護持の真の内容であって、宗教と国家が結びつくなどということはその結集でしかない。死者をまつることにおいて死者を独占する国家の回路は、神をまつることにおいて神を独占する宗教の回路とひどくよく似ている。しかし、幾つもの宗教を自らのうちにもつ国家は、宗教を超えるものとして宗教に依拠することなく存立する

ところで、一人の人間が死ぬにあたって、その原因が戦争であろうと交通事故であろうと、あるいは他の何かであろうと、彼自身にとっては何らの違いもありはしない。時間をかけて苦しみつつ死ぬか、一瞬のうちに死ぬかの差はあっても、所詮自分一人の死を自ら死んでいくほかはないのだ。死者に言葉はない。あるのは生き残った者の哀惜の想いだけである。ついに言葉を発しない死者を独占することによって、生きている者達の哀惜の想いを意味づけ秩序づけるのは国家の所行である。死者への想いは、生き残った者の内部にしか宿らないが、それがまつられることを通じて外化する。生き残った者は、その死者への想いをまつりという具体的な対象の中に投入することができるが、同時に、「あの人は交通事故ではなくて国のために死んだんだから……」という意味づけを国から与えられる。この回路において内なる国家が存立するのである。その時、一人で死に、生きている者の心の中にだけ存在していた死者は、国の中に甦えるが、今度は逆に、死者が生きている者をとらえることになる。

「国のために生きよ！　国のために死ね！」これまで言葉を発する事がなかった死者が、国家の祭壇にまつられることによって、このような呼びかけをするのを私たちは知っている。だが、それは死者自身の声ではなく死者の肉体に響きわたる木霊にすぎないことも又自明である。

靖国神社の国家護持は、神道を再び国教化することに主眼があるのではなくて、死者を独占することにあるのだ。死者を国家の祭壇からとり戻さねばならない。

（68年2月23日）